

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

相双五城信用組合 御中

私（下記取引の名義人（下記取引の名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。））は、貴組合との一切の取引において、次の①のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、下記取引が停止され、または通知により下記取引が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴組合に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

尚、出資金取引においては、①および②について表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した時は、定款の規定により組合員資格を喪失し除名となることがあることを確認します。

- ① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

記

- ・預金取引当座預金、総合口座、普通預金、貯蓄預金、通知預金、各種定期預金、各種定期積金、納税準備預金、その他全預金取引
- ・融資取引
手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、その他全融資取引
- ・預金・融資以外の取引
出資金、貸金庫、夜間金庫、電子記録権
- ・上記取引以外の取引または、取引に付随する各種取引・サービス